

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 35 期 2023 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日まで

2024 年 9 月 30 日作成

監査法人 A & A パートナーズ  
東京都中央区日本橋 1 丁目 16 番 11 号  
日本橋 D スクエア 2 階  
統括代表社員 加賀美弘明

### 一．業務の概況

#### 1．監査法人の目的及び沿革

【目的】・財務書類の監査又は証明の業務

・財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談

【沿革】

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 1990 年 7 月 | 監査法人エイ・アイ・シー設立         |
| 1990 年 7 月 | 名古屋事務所設置               |
| 2007 年 5 月 | 監査法人 A & A パートナーズに名称変更 |
| 2007 年 7 月 | 東京事務所の社員・職員を大幅増員       |
| 2016 年 7 月 | 名古屋事務所閉鎖               |
| 2024 年 7 月 | 上場会社監査事務所名簿に登録         |

#### 2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

#### 3．業務の内容

##### (1) 業務概要

当会計年度の社員・職員は、当会計年度末において合計 87 名（非常勤者を除く）となりました。

監査証明業務について、被監査会社は当会計年度末において上場会社 37 社をはじめ 124 社となっています。非監査証明業務については、株式上場支援業務、財務調査及び会計指導業務などを実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年7月31日現在

| 種別        | 被監査会社等の数 |         |
|-----------|----------|---------|
|           | 総数       | 内大会社等の数 |
| 金商法・会社法監査 | 37社      | 37社     |
| 金商法監査     | -        | -       |
| 会社法監査     | 27       | 2       |
| 学校法人監査    | -        | -       |
| 労働組合監査    | 8        | -       |
| その他の法定監査  | 8        | -       |
| その他の任意監査  | 44       | -       |
| 計         | 124      | 39      |

(4) 非監査証明業務の状況

| 区分      | 対象会社数 |
|---------|-------|
| 大会社等    | 6社    |
| その他の会社等 | 23    |
| 計       | 29    |

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、監査業務における「Assurance」とアドバイザリー業務における「Advisory Service」の提供を行っていくことを目標に掲げ、法人名を「A & A パートナーズ」としています。

この目標を達成すべく、社是として「Be of good use (役に立つ)」、社訓として「証券市場に対する貢献」「顧客に対する貢献」「仲間に対する貢献」を掲げるとともに、業務を実施する上で職業倫理に対する5つの基本原則である「誠実性」「客観性」「職業的専門家としての能力及び正当な注意」「秘密保持」「職業的専門家としての行動」を常に遵守することとしています。

また、現統括代表社員の下、長期的な目標として「世の中から必要とされる法人

となる」こと、及び「メンバーが安心して働ける職場となる」ことを掲げ、「品質管理基盤」「組織・ガバナンス基盤」「人的基盤」「IT基盤」「財務基盤」「国際対応基盤」の6つの基盤を整備運用し、強化することにより、監査品質向上に向けた取組みを実施しています。

#### 経営管理に関する措置

経営管理に関しては、6つの基盤を整備し、運用しています。

##### ア．品質管理基盤

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を行っています。詳細については、一．4．(2)～(5)をご参照ください。

##### イ．組織・ガバナンス基盤

当監査法人の最高意思決定機関である社員総会をはじめ、日常の重要事項を決定する経営会議があり、更には、経営管理部・IT部・IT監査部・品質管理部・業務部・人材教育部・事業開発部・国際業務部・内部監査室・広報室の8部門・2室に権限を委譲し、日常の意思決定を諮っています。また、経営会議の議事内容に関しては、パートナー全員から構成される業務運営会議への報告がなされ、質疑等による監視が実施され、法人全体に関わる事項については、毎月開催される全体会議において、職員を含む全員に周知が図られています。

また、当監査法人は、2018年10月より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(所謂、監査法人のガバナンス・コード)を導入し、外部から弁護士を迎え、業務運営会議等での発言を参考に第三者の視点による健全経営を図っています。更に、2020年から、外部調査機関を利用した顧客満足度調査及び従業員満足度調査を実施することにより、客観性の高い当監査法人に対する評価を実施し、2021年から、「監査品質に関する報告書」を作成開示することにより、広く当監査法人の品質管理の状況を理解して頂けるように努めています。

##### ウ．人的基盤

高品質な監査業務の提供は監査法人の存続の基盤をなすものですが、それを達成するためには、構成員に十分な業務実施時間及び研修時間を提供すること、そして常にモチベーション高く業務に臨める心身の状態を維持することが不可欠と考えております。

このような人的基盤の整備運用のために、業務部は、法人全体での業務量と人員のバランスを考慮し、業務受嘱量のコントロール、担当者の割り振り、人材の採用、そして構成員の労働環境の監視など、幅広い業務を行っています。当監査法人における常勤職員の離職率は3年平均で6.7%と、監査法人としては低水

準となっております。働きやすい職場であることが離職率を下げ、それにより各人が経験曲線効果を楽しみ、また十分な検討時間を確保できるため、より高品質な監査業務を提供することができる、そのような好循環を生み出すことを目指しております。

また、公認会計士は、職業的専門家としての知識を継続的に更新するとともに、自らの能力開発を積極的に行うことが求められています。当監査法人においては、専門職員の研修・能力開発を組織的に担うために、2022年8月より人材教育部を新設しました。専門要員の能力の底上げを図り、監査の現場に密着した監査品質の向上に資する取組みを行っています。

#### エ．IT基盤

IT基盤の整備については当監査法人の重要テーマのひとつと考えています。当監査法人では、中小監査事務所としては比較的早い段階で自社開発の電子監査調書システムの利用やシンクライアントPCと外部のデータセンター利用によるVDI（仮想デスクトップ）の導入を進めてきました。今後もIT技術の進歩をキャッチアップしながら、セキュリティレベルの維持・向上、監査品質向上のためのデータ分析等監査ツールの導入、働き方改革などに対応するためのITによる業務効率化の推進を進めていきたいと考えています。

#### オ．財務基盤

報酬依存度については、最も高い被監査会社に対して、6.3%に留まっており、独立性の観点から問題はありません。

自己資本比率については、2024年7月末時点で45.9%と高い水準となっております。

更に、現金預金保有割合については、業務費用の6ヶ月を目標に掲げていますが、2024年7月末時点で6.48ヶ月となっております。

#### カ．国際対応基盤

当監査法人における国際業務については、国際業務部にて一元管理しており、米国公認会計士を含む国際業務経験が豊富なスタッフで対応しています。また、国内クライアントの海外子会社関連業務や英文財務諸表監査業務に関しても、適宜サポートを実施しています。

#### 法令遵守に関する措置

当監査法人では、法令遵守を徹底するため、業務を実施する上で職業倫理に対する5つの基本原則である「誠実性」「客観性」「職業的専門家としての能力及び正当な注意」「秘密保持」「職業的専門家としての行動」を常に遵守することとしています。具体的には、全体会議の開催時に、統括代表社員からの発信により啓蒙が定期的に行われ、また、全体研修等を通じて、年1回以上の倫理研修を実施すること

により、社員及び職員の職業倫理に対する意識の向上に努めています。また、「インサイダー取引管理規程」を制定し、社員及び職員はインサイダー取引管理規程を遵守する旨の誓約書を毎年提出しています。

更に、継続的専門能力開発制度（CPD 制度）は、職業倫理の根幹であることを再認識し、毎期の CPD 制度の達成を確認し、職業倫理に対する意識を確認しています。

また、近年、会計士業界で問題となった幾つかの事項について、eラーニングの受講問題については、システムによる防止策のみならず、毎月の受講ログの確認等により不正が発生していないことを確認し、監査調書の改竄問題については、電子監査調書のアーカイブ処理等の厳格化や紙面調書に対する早期の倉庫への送付での対応、公認会計士資格の誤表記問題についても、外部への送信・公表前に被監査チーム以外の査閲の実施等により、誤表記のないことを確認しています。

#### その他

当監査法人は、大手監査法人にない独自の文化を築いて、存在感のある中堅監査法人を目指しています。安定成長を実現するために、被監査会社の決算期の分散化による超繁忙期の回避、テレワーク制度やフレックス制度等の導入により、職員等の働きやすい環境整備に努めることや、新規上場を目指す顧客や成長性がある中堅企業等を積極的に取り込み、将来の成長を共に目指すことに努めます。このため、当監査法人としては、安易な合併による組織の拡大は目指さない方針としています。

また、今後の組織の拡大を視野に入れ、2023年10月に指名委員会を発足させ、将来の後継者の選定を実施する体制を整備しています。更には、組織の拡大に伴う組織再編、具体的には、品質管理部門をはじめとする間接部門の専任化や、ピラミッド型組織への移行等を柔軟に推進する予定です。

## (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

### 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

#### ア．業務に関する職業倫理の遵守

当監査法人及び専門要員（社員及び専門職員）が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、当監査法人としての方針及び手続を定めています。また、監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門職員がこれを遵守していることを確かめています。

専門要員は、日本公認会計士協会の主催する研修に参加するなどして、職業倫理に関する規範への理解を高めることに努めています。

## イ．独立性の保持

当監査法人及び専門要員並びに該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

この方針及び手続に従い、監査責任者、非監査業務の業務執行責任者及び専門要員は業務契約に関する情報を当監査法人に報告し、当監査法人は独立性の保持に関する情報を関係する専門要員に伝達し、適切な措置を講じることとしています。また、当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日現在及び必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。

さらに、大会社等の監査業務について、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

## 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。これには、当監査法人として、被監査会社の誠実性等について慎重に判断すること及び当監査法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれています。被監査会社の誠実性等については、主な株主、経営者等の氏名と事業の評判、被監査会社の事業や商慣行の特質及び会計基準の解釈などに対する被監査会社に重要な影響力のある株主、経営者等の姿勢や統制環境に関する情報などを考慮しています。

また、監査を実施するための適性、能力及び人的資源については、専門要員が被監査会社の属する産業等に知識や当該監査業務に関連する規制等に関する経験等を有しているか、など検討しています。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価します。

## 業務を担当する社員その他の者の選任

監査責任者の選任に関する方針及び手続を定めており、これには、監査責任者が各自の責任を果たすために十分な時間を確保することができるように、監査責任者の業務量及び時間的余裕の程度を把握することを含みます。また、監査チームのメンバーの選任に関する方針及び手続を定めており、必要とされる適正及び能力を有する

専門職員をそれぞれの監査業務に選任しています。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬の決定に関する事項は、品質管理の方針を考慮のうえ経営管理部が策定し、統括代表社員の承認を経て決定されます。

イ．社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるために、職業的専門家としての研修に関する方針を定めています。また、全ての専門要員が、日本公認会計士協会会則第122条第3項で定める必要な単位数を履修していることを確認しています。  
(不正リスクへの対応)

当監査法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供します。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査責任者は監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、専門要員の不正に関する知識及び能力の程度を考慮することがあります。

ウ．その他

当監査法人は、品質管理システムの運用及び業務の実施を可能にするために、テクノロジー資源の取得又は開発、適用、維持及び利用の方針又は手続を定めています。

また、知的資源については品質管理システムの運用及び質の高い監査の一貫した実施を可能にするため、監査マニュアル・監査調書様式を適時に改訂し、周知又は研修を実施するとともに、監査基準等の改廃について適時に情報収集を行っています。

さらに、内部で適切な資源を利用できない場合に、サービス・プロバイダーが提供する資源を利用することとしています。なお、サービス・プロバイダーから提供される資源を利用する場合であっても、当監査法人が品質管理システムに対する責任を負うこととしています。

業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

当監査法人として、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せが実施されるように当監査法人内外において十分な人材等を確保し、専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、依頼者と助言者が同意した上で、得られた見解に対処することとしています。  
(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討します。

#### イ．監査上の判断の相違の解決

当監査法人として、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めています。監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合わせの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との監査上の判断の相違が生じた場合、監査責任者又は品質管理の整備及び運用に関する責任者は監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとります。監査チームと専門的な見解の問合わせの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との監査上の判断の相違が解決できない場合には、審議会の審査を行い、監査上の判断の相違を解決します。

#### ウ．監査証明業務に係る審査

従来、合議制の審査機関である審議会による審査を実施していましたが、2023年4月1日以降開始する事業年度の監査業務及び四半期レビュー業務から審査制度を変更し、監査意見表明にあたっては、審査担当者による審査を実施しています。また、合議制による審査を行う審議会を設置し、重要な個別案件については審議会による審査を行っています。

審査担当者による審査に関する方針及び手続を定めており、これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の選任と適格性、審査の文書化が含まれます。  
(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断を審査担当者が審査において評価します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討します。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、合議制による審議会により慎重に審査を実施します。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために  
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、  
監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めています。監査ファイ  
ルは監査報告書ごとにまとめ、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から  
60日を超えないものとしています。

また、監査調書の保存に関する方針及び手続を定めており、残高確認状に関連す  
る監査調書（以下「紙面監査調書」という。）以外の監査調書は、電子監査調書に  
記録・保存しています。電子監査調書は、監査調書の最終的な整理においてアー  
カイブ処理を実施するとともに、紙面監査調書は、整理期間終了後、すみやかに保管  
を委託する外部倉庫に送付し、保存しています。

オ．その他

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を  
担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含  
む重要な事項を適切に伝達しなければならないことを定めています。

業務に関する情報の収集及び伝達

監査業務マニュアル等の監査業務を実施する際に必要な情報をグループウェアに  
掲載し、専門要員と監査チームが利用可能にしています。また、監査役等へ伝達すべ  
き品質管理システムの整備・運用状況の概要の説明資料の様式を作成し、監査チーム  
が適切な内容を伝達できるようにしています。

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合  
理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監  
査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理  
的に確保するため、日本公認会計士協会監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠  
して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定めていま  
す。

（不正リスクへの対応）

不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の  
状況については、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者に報告すること  
としています。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、品質管理に関する責任を法人内部で割り当てています。品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は品質管理部長としています。品質管理部長は独立性に係る要求事項の遵守に関する責任及び不正リスクに関する品質管理の責任も負うこととしています。モニタリング及び改善プロセスに関して、内部監査室長がモニタリングプロセスに関する責任を負い、品質管理部長が改善プロセスに関する責任を負うこととしています。統括代表社員は、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負います。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし適用するための方針及び手続を定めており、これには、品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動についての理解及びこれらの有無が、品質目標の達成について、どのように、またどの程度、阻害し得るかを考慮することを含みます。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人のモニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成されます。日常的モニタリング活動は、状況の変化に対応して即時に実施していますが、定期的なモニタリング活動は、一定の間隔で実施しています。

モニタリングの結果、識別された不備については、不備の重大性と広範性を評価するとともに、不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、運用します。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査報告書を発行するためには、公認会計士である審査担当者による審査を受審しなければならないため、このような不当な影響が及ぼされることはありません。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2024年4月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する設置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認  
当監査法人において、業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、統括代表社員が当該措置が適正であることについて確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務諸表について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称  
該当事項はありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月  
該当事項はありません。

- (3) 当該業務上の提携内容  
該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称  
MORISON GLOBAL LIMITED

- (2) 提携を開始した年月日  
2011年8月1日

- (3) 当該業務上の提携の内容  
メンバーシップ契約

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所

等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決  
めの概要

メンバー相互の協力を推進します。

## 二．社員の概況

### 1．社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計  |
|-------|------|-----|
| 16人   | -人   | 16人 |

### 2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的                   | 合議体の構成 |      |     |
|--------|--------------------------|--------|------|-----|
|        |                          | 公認会計士  | 特定社員 | 計   |
| 社員総会   | 法人の重要な事<br>項に関する意思<br>決定 | 16人    | -    | 16人 |

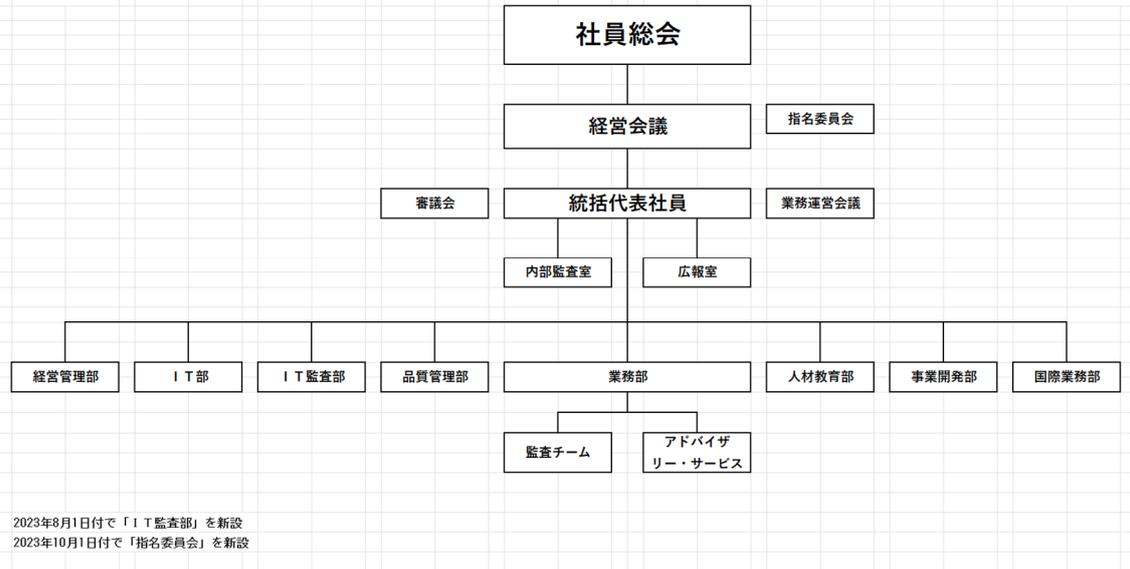
## 三．事務所の概況

| 名称           | 所在地                    | 当該事務所に勤務する者の数 |        |         |                        |
|--------------|------------------------|---------------|--------|---------|------------------------|
|              |                        | 社員            |        |         | 公認会計士<br>である使用<br>人数の数 |
|              |                        | 公認会計士         | 特定社員   | 計       |                        |
| (主)<br>東京事務所 | 東京都中央区日本橋<br>1丁目16番11号 | 人<br>16       | 人<br>- | 人<br>16 | 人<br>32                |
| 計            |                        | 16            | -      | 16      | 32                     |

## 四．監査法人の組織の概要

組織図

2024年7月31日現在



五．財産の概況

1．売上高の総額

(単位：千円)

|         | 第 34 期<br>2022 年 8 月 1 日 ~<br>2023 年 7 月 31 日 | 第 35 期<br>2023 年 8 月 1 日 ~<br>2024 年 7 月 31 日 |
|---------|---|---|
| 売上高     |   |   |
| 監査証明業務  | 1,624,735                                     | 1,731,016                                     |
| 非監査証明業務 | 95,342  | 97,473  |
| 合計      | 1,720,078                                     | 1,828,490                                     |

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付なし。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、添付なし。

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

| 被監査会社等          |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| アイエーグループ株式会社    | tripla 株式会社                 |
| 株式会社青山財産ネットワークス | 株式会社ナルミヤ・インターナショナル          |
| 株式会社エーワン精密      | 株式会社ナレルグループ                 |
| 株式会社エクスモーション    | 日進工具株式会社                    |
| 北野建設株式会社        | 日本コンセプト株式会社                 |
| 株式会社グラフィートデザイン  | 日本フェンオール株式会社                |
| 株式会社グリッド        | 株式会社 B i r d m a n          |
| G L O E 株式会社    | 株式会社ハーバー研究所                 |
| 興研株式会社          | 株式会社フライングガーデン               |
| コスモ・バイオ株式会社     | 株式会社ブリーチ                    |
| サトウ食品株式会社       | 株式会社 VRAIN Solution         |
| ジーエルサイエンス株式会社   | 株式会社フレクト                    |
| 株式会社昭文社ホールディングス | マテリアルグループ株式会社               |
| 成友興業株式会社        | M I Tホールディングス株式会社           |
| 株式会社ソルクシーズ      | 株式会社みらいワークス                 |
| 株式会社大気社         | 株式会社ヤオコー                    |
| タマホーム株式会社       | Recovery International 株式会社 |
| テクノクーツ株式会社      | 株式会社ヨドバシカメラ                 |
| 株式会社トーエル        | 株式会社ヨドバシホールディングス            |
| 株式会社東葛ホールディングス  |                             |